

て帝位には定申さるべきやのよし、鳥羽院、法性寺殿忠<sub>通原</sub>に勅問の時はからひ申がたき由再三御辭退ありけるに、五度にいたりて責申されて、大神宮の御計と存べし、枉て計承べき旨仰られし、其時力なく四宮○<sub>白河原</sub>後御坐の上はと御返事あり、就其て後白河院踐祚ありき、其跡を追て、壽永の度、後白河院、月輪殿兼寶<sub>藤原</sub>に勅問の時、御辭退ありて、久壽の儀は宿老の賢才にて遁所なきによりて所存を申さる、それなほ數度固辭あり、今度更以計申がたき旨申切られ畢、今いづれの宮をもて御位に備奉べき哉のよし、攝家をはじめて尋申べき旨武家評議あり、已先賢所存かくのごとし、誰人か是非におよぶべきやにて、なほ數度女院に申入られたるにぞ、御領納の儀ましが、自然に延引して、いま天位に備まします事、奇特にぞ侍る、

〔太平記三十二〕後光嚴院御卽位事

今度吉野殿○<sub>後村上</sub>ト將軍○<sub>足利尊氏</sub>ト御合體ノ議破レテ合戦ニ及シ刻持明院ノ本院嚴<sub>光</sub>新院明<sub>光</sub>主上光<sub>仁</sub>崇春宮直梶井二品親王マデ、皆南方ノ敵ニ囚レサセ給ヒテ、或ハ賀名生ノ奥、或ハ金剛山ノ麓ニ御座アレバ、都ニハ御在位ノ君モオハシマサズ、山門ニハ時ノ貫主モ渡ラセ給ハズ、此平安城ト比叡山ト同時ニ始マリ、已ニ六百餘歳、一日モイマダ懸ル事ヲバ承及バズ、是ゾ末法ノ世ニ成ヌル驗ヨト淺マシカリシ事ドモナリ、サレドモ角テハ如何アルベキトテ、○中御位ニハ誰ヲカ即ケ進ラスベキト尋求奉ル處ニ、本院第二ノ御子嚴<sub>中略</sub>、今年十五ニ成セ給フヲ、日野春宮權大進保光ニ仰テ、南方へ取奉ラントセラレケルガ、兎角料理ニ滯リテ、保光京都ニ捨置奉リケルヲ尋出シ進ラセテ、御位ニハ即進ラセケルナリ、

〔皇胤紹運錄〕後柏原院、文明十二、十三、立親王、同廿日、於前左大臣小河第御元服、明應二、正、六、叙三品、九、十、廿五、踐祚、